

公 告

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊中央会計隊
契約科長 宮内 修嗣

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号			調 達 要 求 番 号			物 品 番 号			仕 様 書 番 号		
5K6Z13C00230			5L7V1AS0001 0001						GLT-C-Z253001		
品名 または 件名											
調達、補給及び整備業務に関する A I 運用支援											
部品番号 または 規格											
仕様書のとおり											
使 用 器 材 名											
数 量		単位	銘 柄		使 用 期 限 等		グ ル ー プ		指定	検査	包装
1.00		ST							0		
納地または工事場所					引 渡 場 所						
陸幕											
搬 入 場 所					納 期 ま た は 工 期						
					令和8年3月31日 (火)						

2 競争参加資格

次のいずれかであること

全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級が A、B、C 等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊中央会計隊契約科事務室及び中会ホームページ (<http://www.mod.go.jp/gsdf/dc/cfin/html/>)

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：

入札日時場所：令和7年4月15日 (火) 11時00分 中央会計隊入札室 (E-1 棟 6 F)

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 競争参加資格

防衛省所管契約事務取扱細則第 18 条第 4 項第 1 号から第 7 号に該当する者は格付けを問わないが、各号のいずれかに該当すること及び本公告の調達物品に係る資格の種類を有しており本公告の調達物件を履行できる技術力が確認できる書類等を令和7年4月10日17時00分までに書面等にて提出すること。

(2) 入札に関する条件

仕様書第 4 項 4. 1. 1 組織に関する要求 b) ～ d) に示す証明できる書類を 令和7年4月10日 (木) 17時00分までに下記へ提出するものとする。

提出先：陸上幕僚監部 装備計画部 装備計画課 出井 (TEL：03-3268-3111 内線40760)

(3) 入札の方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときには、その端数金額を切り捨てるものとする。) をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 契約書作成の要否

ア 契約金額が 50 万円以上の場合は請書、150 万円を超えた場合は契約書を作成し提出すること。

契約書等の記載要領等の細部については、落札決定後落札者に説明する。

イ 適用する条項

補給処等用標準契約書

「役務請負契約条項」
「談合等の不正行為に関する特約条項」
「暴力団排除に関する特約条項」
「利益制限契約に関する特約条項」
「資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項」
「原価監査付契約に関する特約条項」
「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項」

(5) その他

- ア 競争参加資格の年度は令和04・05・06年度とする。また、令和07・08・09年度においても同資格を有することが見込まれ、資格決定後、速やかに資格審査結果通知書を提出できる者であることを条件とする。
- イ 入札及び契約に関する詳細は「入札及び契約心得」を閲覧されたい。
- ウ 郵便による入札は、予め郵送を担当者に連絡の上、入札開始日の前日17時00分（前日が休日及び休養日の場合は、その前日）までに担当者必着分を有効とする。
- エ 代理による入札は、入札時までに委任状を提出すること。
- オ 入札に参加する者は、入札までに「資格審査結果通知書（写）」を提出すること。（メール又はFAX可）
- カ 郵便入札があった場合の再度入札は別途執行日時を示して後日執行する。
- キ その他の項目については別紙による。
- ク 不明事項等の問い合わせ先

中央会計隊契約科第3班 當銘（とうめ） (TEL：03-3268-3111内線47555)
(FAX：03-5269-5135(直通))

仕様書に関する問い合わせ先
陸上幕僚監部装備計画部装備計画課 出井 (TEL：03-3268-3111内線40760)

1 競争に参加する者に必要な事項

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令165号）第70条の規定に該当しないものであること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のため必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中のものでないこと。
- (4) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係または、人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負について認めない。ただし真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合は、この限りでない。
- (6) 第4号の「資本関係又は、人的関係にある」場合とは、入札及び契約心得第3章第12項第2号に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
- (7) 下請負を行わせる場合は、日本国内に所在する国内事業者に請け負わせるものとし、2次下請負以下も同様とする。

2 入札の無効

- (1) 第1項に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札又は入札に関する条件に反した入札。
- (2) 入札金額が明瞭でない入札及び入札者が誰であるか識別しがたい入札。
- (3) 電報及び電話による入札。
- (4) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合または契約に反する事態が生じた場合。

3 違約金

落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものともみなし、落札価格の1.00分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合が、契約金額の1.00分の10以上の金額を違約金として徴収する。

仕 様 書		
物品番号	—	仕 様 書 番 号
調達、補給及び整備業務に関するA I 運用 支援	GLT-C-Z253001	
	作 成	令和 7年 2月 26日
	変 更	年 月 日
	作成部隊等名	陸上自衛隊陸上幕僚監部 装備計画部装備計画課

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上幕僚監部装備計画部装備計画課が実施する陸上自衛隊における調達、補給及び整備業務へのA I導入に係る技術的検証を支援する役務（以下，“本役務”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-Z000001（以下，“一般共仕”という。）による。

1.2.1 陸自業務システム

陸自業務システム基盤及び陸上自衛隊の後方業務系情報システム群（収容対象システム）を整理・統合するシステムであり、個別業務サービス、仮想マシンサービス、共通基盤サービス、共通端末サービス及び運用サービスを提供する。

1.2.2 陸自業務システム（補給管理機能）

陸上自衛隊の補給・整備・調達等を扱うシステム（本参考資料において「陸自整備補給システム」という。）

1.2.3 業務AP

HS-X192782, HS-X192790B, HS-X192804において納入されたプログラムをいう。

1.2.4 基礎データ

業務APにより、一時的に生成されたデータであり、データベースに読み込むことができるよう変換・加工処理されたものをいう。

1.2.5 学習用データセット

基礎データに対して、欠測値や外れ値の除去等の前処理や、ラベル情報（正解情報）等の別個のデータの付加等、あるいはこれらを組み合わせて、変換・加工処理を施すことによつて、対象とする学習の手法による解析を容易にするために生成された二次的な加工データをいう。

1.2.6 学習用プログラム

学習用データセットの中から一定の規則を見出し、その規則を表現するモデルを生成するためのアルゴリズムを実行するプログラムをいう。

1.2.7 学習済みパラメータ

学習用データセットを学習用プログラムに入力することで、一定の目的のために機械的に調整されることで生成される係数をいう。

1.2.8 推論プログラム

組み込まれた学習済みパラメータを適用することで、入力に対して一定の結果を出力することを可能にするプログラムをいう。

1.2.9 学習済みモデル

「学習済みパラメータ」が組みこまれた「推論プログラム」をいう。

1.2.10 意図学習

問題や課題に対して熟練者の意思決定基準をモデル化（数値化）し、最適な意思決定案を導くことを可能とする機械学習のアルゴリズムをいう。

1.2.11 最適化エンジン

意図学習することを可能とするプログラムであり、GSLP-SM-2021-1において検証を実施したCOTSをいう。

1.3 引用文書等

1.3.1 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-C000001	陸上自衛隊電子機器共通仕様書
GLT-CG-Z000001	陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書
GS-C906562	陸自業務システム基盤借上（04換装）
GSLP-SM-2021-1	調達・補給・整備業務へのAI導入技術支援役務
GLT-CG-Z500002	陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書
GLT-CG-Z000009	陸上自衛隊IT利用装備品等サプライチェーン・リスク対応共通仕様書
HS-X192804	陸自業務システム（補給管理機能）用ソフトウェアの改修（令和5年度国債分）
HS-Z507835Q	陸自業務システム（補給管理機能）維持支援
5-05-0025	陸自整備補給システムのためのAI維持管理検証基盤借上（陸上自衛隊十条駐屯地）（05新規）

b) 法令等

情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）〔防衛庁（事）第3号（31.1.9）〕

装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について〔防衛庁（事）第137号（4.3.31）〕

公共調達の適正化を図るための契約手続きについて（通達）〔陸幕会第1205号（27.12.18）〕

情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）〔装武第188号（31.1.9）〕

著作権法〔昭和45年法律第48号〕

IT利用装備品等及びIT利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について（通知）〔装管調第807号令和3年1月21日〕

装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）〔防衛庁（事）第137号（4.3.31）〕

デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン〔2024年（令和6年）5月31日デジタル社会推進会議幹事会決定〕

取扱上の注意を要する文書等及び注意電子計算機情報の取り扱いについて（通達）〔防衛調（事）第261号（5.6.30）〕

c) その他

調達・補給・整備業務へのAI導入技術支援役務 成果報告書

陸自整備補給システムのためのAI維持管理検証基盤におけるRMF及びシステム構成支援役務 成果報告書

調達、補給及び整備業務に関するAI運用支援 成果報告書

1.3.2 関連文書等

関連文書等は、次による。

a) 仕様書

GLT-CG-C000001 陸上自衛隊電子機器共通仕様書

GLT-CG-C000009 陸上自衛隊IT利用装備品等サプライチェーン・リスク対応共通仕様書

b) その他

情報システムの借上に係る撤去役務の取扱いについての細部事項について（通知）〔装管調5121号（令和2年3月31日）〕

秘密保全に関する訓令〔防衛省訓令第36号（19.4.27）〕

秘密保全に関する訓令等の解釈及び運用について（通達）〔防防調第4607号（19.4.27）〕

秘密区分等指定の基準について（通達）〔陸幕情第56号（2.3.30）〕

平成31年度以降に係る防衛計画の大綱について（平成30年12月18日国家安全保障会議決定・閣議決定）

2. 本役務に関する要求

2.1 一般的要求事項

一般的要求事項は、次による。

- a) 本役務は、5-05-0025において要求される各種機能、その他関連事業にて調達するソフトウェア・サポート、及びGS-C906562で蓄積された補給管理業務サービスの補給・整備・調達に関するデータ等を活用し、陸上自衛隊における装備品の故障予測、需要予測及び在庫適正を可能とするAI機能の実装に向けた官側の運用検証を支援する。なお、HS-Z507835Qの契約相手方との間で連携を行い実施するものとし、細部は官側との調整による。
- b) 本役務は、“情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）”及び“情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）”に基づき、本役務のサプライチェーンにおいて不正プログラムの埋込み、情報の窃取、不正機能の組込みなどが行われるリスクへの対策を行う。

2.2 計画作成・進捗管理

a) 実施計画書の作成

次の内容を含む役務実施計画書を作成するものとする。

1) 目的・方針等

役務開始・終了条件を含めるものとする。

2) 実施作業

作業フロー及び作業概要を含めるものとする。

3) 実施場所

官側の施設での作業の場合は、その駐屯地・基地名を含めるものとする。

4) 体制

官側、契約相手方及び関連事業者を含めた実施体制図、役割分担並びに官側と契約相手方間における進捗管理・課題対応の手順を含めるものとする。

5) スケジュール

作業項目ごとの目標とする期間を含めるものとする。

b) 進捗管理

進捗管理は、次の内容を実施するものとする。

1) 役務実施状況の分析による進捗状況の把握

2) 官側との調整に基づく実施スケジュールの見直し

- 3) 実施計画書の修正
- 4) 本役務実施に関する各種申請・調整等管理
- 5) 作業実施管理

2.3 運用検証支援

本役務の運用検証支援内容は次のとおり。なお、官側及び官側が別途契約する他の役務事業との間で連携を行い実施するものとする。

a) 環境構築

5-05-0025で要求されるサーバに対し、その他関連事業にて調達するソフトウェアのインストール、必要な設定及び動作確認を実施する。なお、対象とするサーバ・ソフトウェア及び時期等、細部の実施要領については、官側との調整によるものとする。

b) 基礎データ等分析

GS-C906562の保有する基礎データ及び業務データの提供を受け、学習用データセットを生成し、学習用データセットの量及び質が学習済モデルを生成するに十分かを検証するものとする。なお、提供を受ける基礎データの項目及び件数等の細部は、別途、調整するものとする。

c) 学習済みモデルの生成及び評価

- 1) 2.3 b)で生成した学習用データセットを用いて、5-05-0025で要求される機能または、その他関連事業にて調達するソフトウェアを利用し、学習済モデルを生成する。
- 2) 生成した学習済みモデルの評価及び改善内容を提言する。

e) 改善内容の提言

2.3 d)の評価結果に基づき、HS-X192804において要求される機能に対する改善案を提言する。また、検証後の実運用環境への実装要領の提言、及び運用に関する作業及び記録、見直しについて支援するものとする。また、陸自整備補給システムにおける各種機能・サービス機能の能力向上及び活用に関する、技術動向調査及び提言を実施する。細部の実施要領については、官側との調整によるものとする。

2.4 調整会同・報告

契約の相手方は、表1を基準とし契約締結日から契約終了までの間に、官側に対する中間報告を実施し、契約期間の中頃から契約納期までの間に、官側に対する成果報告会を実施する。細部の調整内容及び時期については、官側との調整による。なお、重大な課題や問題が発生した場合及び官側から指示があった場合においては、官側に対し、速やかに報告するものとする。

表1-報告

名称	調整内容	会同場所	参加者	実施回数
計画説明会	a) 実施計画について b) その他、官側が示した事項	官側との調整による。	官側との調整による。	1回 (基準)
中間報告	a) 中間報告書の報告 b) 役務作業に関する官側への調整事項及び依頼事項の提示 c) その他、官側が示した事項	官側との調整による。	官側との調整による。	1回 (基準)
成果報告会	a) 成果報告書の報告 b) 役務作業に関する官側への調整事項及び依頼事項の提示 c) その他、官側が示した事項	官側との調整による。	官側との調整による。	1回 (基準)

2.5 役務実施場所及び役務実施時期

2.5.1 役務実施場所

役務実施場所は、補給統制本部及び契約相手方の営業所等を作業拠点とし、業務上の必要に応じて、契約担当官等が許可した場所において作業する。

2.5.2 役務実施時期

契約日から令和8年3月31日（火）までとし、細部は官側との調整による。

3 監督・検査

3.1 監督

契約の相手方は、現地作業を実施した場合、役務完了調書を作成し、監督官の確認を受けた後、提出するものとする。

3.2 検査

- a) 契約の相手方は、作成した実施計画書について、官側の承認を受けるものとする。
- b) 契約の相手方は、中間報告書及び成果報告書が実施計画書に基づき作成されていることについて、官側の承認を受けるものとする。

4 その他の指示

4.1 契約の相手方の条件

4.1.1 組織に関する要求

組織に関する要求は、次に示す能力を有するものとする。4.1.1 b), c), d) 項については、これを証明する書類を入札日の3日前までに1部作成し、陸幕装備計画部装備計画課補給管理班に提出するものとする。開発及び維持支援実績は、契約期限完了日から起算し3年以内のものであるものとする。

- a) 契約の相手方は、日本国内に本社を有するものとする。
- b) 防衛省における情報システムの開発・維持支援実績を有するものとする。
- c) 企業において取り扱う情報資産を適切に保護するために、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認証を自社で取得しているものとする。
- d) 品質管理体制について、ISO 9001の認証を取得、または同等の管理体制を保持しているものとする。

4.1.2 役務責任者に関する要求

本役務の責任者たるプロジェクトマネージャに関する要求は、次による。

- a) 日本国籍をもつものとする。
- b) 次に示すいずれかの条件を満たさなければならない。
 - 1) 独立行政法人情報処理推進機構が実施する情報処理技術者試験のプロジェクトマネージャ（PM）試験の合格者とする。また、日本国の政府機関における情報システムの支援実績を有する者とする。
 - 2) 米国プロジェクトマネジメント協会のPMP（Project Management Professional）資格を有する者とする。

4.1.3 役務従事者に関する要求

役務従事者に関する要求は、次による。

- a) 日本国籍をもつものとする。
- b) 陸上自衛隊の後方系システムにおけるAIを用いた業務最適化に係る調査・分析・改善提案等の業務に従事した経験を有する者とする。

4.2 提出書類等

提出書類一覧を表2に、納入品を表3に示す。

表 2 提出書類一覧

番号	提出書類名	数量	提出時期	提出先
1	実施計画書 ^{a)}	1式	契約後、速やかに	陸幕装備計画部装備計画課補給管理班
2	業務経歴書 ^{b)}	1式	契約後、速やかに	
3	調整会同議事録	1式	調整会同実施の翌月末までに	
4	中間報告書	1式	契約期間中頃までに	
注記1	各提出先に確認を受けた後、電子メールの添付等による送付を基準とし、必要に応じて電子媒体（追記不可能なもの）、紙媒体で提出することも可とする。細部は官側との調整による。			
注 ^{a)}	デジタル・ガバメント推進標準ガイドラインに基づき、記載項目に、作業概要、作業体制、スケジュール及び成果物を含める。			
注 ^{b)}	業務経歴書の様式は図1のとおりとする。			

表 3 納入品

番号	提出書類名	数量	提出時期	提出先
1	成果報告書	1式	契約納期までに	陸幕装備計画部装備計画課補給管理班
注記1 各提出先に確認を受けた後、電子メールの添付等による送付を基準とし、必要に応じて電子媒体（追記不可能なもの）、紙媒体で提出することも可とする。細部は官側との調整による。				

本仕様内容に記載されていない事項及び疑義を生じた場合は、速やかに担当官と協議するものとする。

4.3 無償貸付品

無償貸付品は、一般共仕の箇条5によるものとし、表4に示すほか、官側が必要と認めたものについて無償貸付を受けることが可能である。

表 4 無償貸付品

番号	名称	秘区分	数量	貸付・返納時期	貸付・返納場所
1	調達・補給・整備業務へのAI導入技術支援役務 成果報告書	—	1式	官側との調整による。	官側との調整による。
2	陸自業務システム（補給管理機能）用ソフトウェアの改修（令和5年度国債分）	—	—	官側との調整による。	官側との調整による。
2. 1	共通設計書	—	1式		
2. 2	概要設計書	—	1式		
2. 3	詳細設計書	—	1式		
2. 4	プログラム設計書	—	1式		
2. 5	ソースプログラム	—	1式		
2. 6	ロードモジュール	—	1式		
2. 7	操作手順書	—	1式		

(続き)

番号	名称	秘区分	数量	貸付・返納時期	貸付・返納場所
2. 8	形態管理資料	—	1式	官側との調整による。	官側との調整による。
2. 9	共通設計書（運用に供する設計）	—	1式		

4.4 秘密及び情報保全 ●

秘密保全は、次による。

- a) 契約の相手方は、本役務に関わる物件、文書、情報データ、などで”注意”及び”部内限り”に指定されているものの取扱いは、“取扱上の注意を要する文書等及び注意電子計算機情報の取り扱いについて（通達）”に基づき、その取扱いに万全の注意を払わなければならない。
- b) 契約の相手方は、この契約の履行によって直接又は間接を問わず知り得た事項の管理に万全を期するとともに、それらの部外への利用、公表などを官側の許可なく行ってはならない。
- c) 契約の相手方は、本役務の履行によって知り得た保護すべき情報（契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した情報であって、防衛省が保護を要しないと確認していない一切の情報をいう。）その他の非公知の情報（以下“保護すべき情報等”という。）の取扱いに当たっては、“装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）”における別添“装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保における特約条項”及び添付資料“調達における情報セキュリティ基準”に基づき（保護すべき情報に該当しない非公知の情報にあつては、これらに準じて）、適切に管理するものとする。この際、特に保護すべき情報等の取扱いについては、次の履行体制を確保し、これを変更した場合には、遅滞なく契約担当官及び監督官に通知するものとする。
 - 1) 契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した一切の情報が、防衛省が保護を要しないと確認するまでは保護すべき情報として取り扱われることを保障する履行体制
 - 2) 官の同意を得て指定した取扱者以外の者に取り扱わせないことを保障する履行体制
 - 3) 官が書面により個別に許可した場合を除き、契約相手方に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約相手方に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の契約相手方以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保障する履行体制

4.5 役務実施場所などへの立入りについて ●

役務実施場所などへの立入りについては、GLT-CG-Z500002の6.2による。

4.6 知的財産権 ●

知的財産権は、次による。

- a) 契約の相手方は、本役務に当たって、第三者の著作権その他の権利（以下、“著作権等”という。）を侵害しないことを確認する。
- b) 本役務において創作され納入品となる著作物において著作権等が発生する場合、その権利は、次によるものとする。ただし、官側は、納入された著作物を自ら利用するために必要と認められる範囲において、翻案、翻訳、複製及び貸与（以下、“利用”という。）することができる。
- c) 本役務の履行に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害等の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら官側の責めに帰す場合を除き、契約の相手方の責任、負担において一切を処理するものとする。
 - 1) ドキュメント ドキュメントは、次による。
 - 1.1) 契約の相手方等が従来から保有していたドキュメントの著作権及び所有権は、契約の相手方等に

留保されるものとする。

- 1.2) この契約で新たに契約の相手方が著作したドキュメントのうち、納入品及び提出書類の著作権及び所有権は、官側に帰属するものとする。
- 1.3) 官側は、著作権が官側に帰属するドキュメントに関し、契約の相手方の同意などを得ることなくその利用を第三者に許諾することができる。
- 1.4) 共有する持分を第三者へ譲渡し又は質権の目的とする場合及び4.8 c) 1.3) 以外の共同著作権行使をする場合は、契約の相手方と事前に協議の上、その同意を得るものとする。
- 1.5) 契約の相手方は、著作者人格権のうち、同一性保持権は行使しないものとする。

4.7 官側の支援

契約の相手方は、この契約の履行に当たり、官側が認める場合、契約の相手方が支援を希望する1か月前を基準として担当官に申請するものとし、次の事項について所要の支援を受けることができる。

- a) 官側の保有する資料等などの閲覧に関する事項
- b) 調査など契約の相手方自身で行うことができず、官側の支援が必要な事項
- c) 官側の保有する施設、設備、機器、電力、用水などの使用及び操作に関する事項
- d) その他契約履行に必要な事項

4.8 再委託

再委託は、次による。

- a) 以下の作業は、本役務の主たる部分であるため再委託することはできないものとする。
 - 1) 実施計画書の作成
- b) 本役務の一部を再委託する場合には、官側と調整のうえ、“情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）”及び“情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）”に基づき、必要な届出を実施する。

4.9 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、一般共仕の8.3による。

業 務 経 歴 書

会社名: _____

技術者区分	維持支援 従事者 氏名	仕様書 項番	契約先	所在地 (市町村名まで)	期 間	概要及び規模	コンサルティング, 設計, 開 発, 構築及び維持支援経験
技術者 1	例 山田 太郎	4.1.3 b) 1)	陸上自衛隊	東京都新宿区	R01. 12. 1 ～ R03. 2. 28	・陸上自衛隊補給業務 サービス ・ユーザ規模 15000 人	・システムの維持支援
		4.1.3 b) 2)	...	...	...	...	...
技術者 2	例 山田 次郎	4.1.3 c) 1)	H 社	埼玉県さいたま市	R01. 10. 1 ～ R02. 8. 17		
	例 鈴木 太郎	4.1.3 c) 1)	H 社	埼玉県さいたま市	R01. 10. 1 ～ R02. 8. 17		

情報セキュリティ指定書	発 簡 番 号	—																						
	調達要求番号	517V1AS0001																						
	調達要求年月日	令和7年2月28日																						
	作 成 部 課	陸上幕僚監部装備計画部装備計画課																						
	作 成 年 月 日	令和7年2月27日																						
品 名	調達、補給及び整備業務に関するAI運用支援																							
仕 様 書 番 号	GLT-C-Z253001																							
1 保護すべき情報の管理 ● 契約の相手方は、この契約の履行に当たり知り得た保護すべき情報の取扱いに当たっては、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（防衛庁（事）第137号。（令和4年3月31日）別添の装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項の規定に基づき、適切に管理するものとする。 2 保護すべき情報として指定された情報 ● <table border="1"> <thead> <tr> <th>保護すべき情報</th> <th>保護すべき情報の詳細</th> <th>企業で取り扱う際の留意事項</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 システム構成</td> <td></td> <td rowspan="8"> ○ 各種会議等における会議資料、議事録など、保護すべき情報が明白になる場合は保護対象とする。 ○ 細部計画書作成時に明らか又は保護すべき情報が明白になる場合は保護対象とする。 ○ 納入試験等における試験データなど、保護すべき情報が明白になる場合は保護対象とする。 ○ 契約件名、調達要求番号・システム名の不表示等でシステムの機能性能等を明白にできない状態にした場合は保護対象に該当しない。 ○ AI検証において官からAI用データを受領した際、保護すべき情報が明白になる場合は保護対象とする。 </td> <td rowspan="8"></td> </tr> <tr> <td>2 機能</td> <td>ネットワーク構成</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">3 性能</td> <td>(1) 装置の構成</td> </tr> <tr> <td>装置の構成</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア一覧</td> </tr> <tr> <td>(2) 装置共通の性能</td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>装置の機能・性能</td> </tr> <tr> <td>4 AI用データ</td> <td>官から受領したAI用データ</td> </tr> </tbody> </table> 3 特記事項 な し					保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	企業で取り扱う際の留意事項	備考	1 システム構成		○ 各種会議等における会議資料、議事録など、保護すべき情報が明白になる場合は保護対象とする。 ○ 細部計画書作成時に明らか又は保護すべき情報が明白になる場合は保護対象とする。 ○ 納入試験等における試験データなど、保護すべき情報が明白になる場合は保護対象とする。 ○ 契約件名、調達要求番号・システム名の不表示等でシステムの機能性能等を明白にできない状態にした場合は保護対象に該当しない。 ○ AI検証において官からAI用データを受領した際、保護すべき情報が明白になる場合は保護対象とする。		2 機能	ネットワーク構成	3 性能	(1) 装置の構成	装置の構成	ソフトウェア一覧	(2) 装置共通の性能	設置場所		装置の機能・性能	4 AI用データ	官から受領したAI用データ
保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	企業で取り扱う際の留意事項	備考																					
1 システム構成		○ 各種会議等における会議資料、議事録など、保護すべき情報が明白になる場合は保護対象とする。 ○ 細部計画書作成時に明らか又は保護すべき情報が明白になる場合は保護対象とする。 ○ 納入試験等における試験データなど、保護すべき情報が明白になる場合は保護対象とする。 ○ 契約件名、調達要求番号・システム名の不表示等でシステムの機能性能等を明白にできない状態にした場合は保護対象に該当しない。 ○ AI検証において官からAI用データを受領した際、保護すべき情報が明白になる場合は保護対象とする。																						
2 機能	ネットワーク構成																							
3 性能	(1) 装置の構成																							
	装置の構成																							
	ソフトウェア一覧																							
	(2) 装置共通の性能																							
	設置場所																							
	装置の機能・性能																							
4 AI用データ	官から受領したAI用データ																							

入 札 書

調 達 要 求 番 号	5L7V1AS0001	契約実施計画番号	5K6Z13C00230
-------------	-------------	----------	--------------

金額 円 (税抜)

品 名	規格	数量	単位	単価(税抜)	金額(税抜)
調達, 補給及び整備業務に関するAI運用支援	仕様書のとおり	1	ST		
	以下余白				
納入(履行)場所	陸幕		納入期限(工期)	令和8年3月31日	
入札(契約)保証金	免 除	入札(見積)書有効期限			

上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ
入札いたします。

また、当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除
に関する誓約事項について誓約いたします。

令和 7 年 4 月 15 日

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊 中央会計隊 契約科長 清田 哲也 殿

住 所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

委任状（入札等）

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊中央会計隊
契約科長 宮内 修嗣 殿

住 所：
会 社 名：
代表者名：
担当者名：
連 絡 先：

令和7年度の入札等について、入札書又は見積書の提出に関し、
令和 年 月 日から令和 年 月 日までの間
を代理人と定め下記の権限を委任します。

記

- 1 入札書提出の件
- 2 見積書提出の件
- 3 その他上記委任事項に関する一切の件

令和 年 月 日

委 任 者

受 任 者